

福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

制 定 令和4年3月18日3企技第1442号

一部改訂 令和4年6月16日4企技第 351号

1 目的

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、「CCUS推奨工事」（以下「推奨工事」という。）及び「CCUS義務化工事」（以下「義務化工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定め、CCUS活用拡大を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「CCUS」とは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、（一財）建設業振興基金である。
- (2) 「下請事業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3) 「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4) 「事業者登録」とは、CCUSに事業者を登録することをいう。
- (5) 「技能者登録」とは、CCUSに技能者を登録することをいう。
- (6) 「管理者ID（現場管理者）登録」とは、元請事業者がCCUSに現場管理者を登録することをいう。
- (7) 「カードリーダー」とは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (8) 「現場利用料（カードタッチ費用）」とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請事業者が支払いを行う費用をいう。
- (9) 「推奨工事」とは、受注者がCCUS活用を希望する工事をいう。
（受注者希望型）
- (10) 「義務化工事」とは、発注者がCCUS活用を義務づける工事をいう。
（発注者指定型）

3 対象工事

福島県土木部が発注する全ての工事及び福島県土木部が受託する建築関係工事を対象とする。

ただし、以下に該当する工事は、CCUS活用工事の対象としない。

- (1) 災害復旧など緊急性を要する場合
- (2) 実工期(休日を除く)が30日以下など工期が著しく短い場合
- (3) その他の事由により、発注者がCCUSを活用出来ないと判断する場合

4 実施方法

(1) 入札事務手続き関係

(ア) 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「建設キャリアアップシステム活用工事」と明示する。

(イ) 「特記仕様書」に下記事項を追加する。

(土木工事の記載例)

第〇章 建設キャリアアップシステム活用工事

- 1 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。
- 2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
- 3 本工事の発注方式は（ 受注者希望型 ・ 発注者指定型 ）である。

↑どちらかを選択すること

(建築関係工事の記載例)

「福島県建築関係工事特記仕様書」1 一般共通事項（番号）建設キャリアアップシステム活用工事の特記事項欄に以下を明記すること。

- (1) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。
- (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
- (3) 本工事の発注方式は（ 受注者希望型 ・ 発注者指定型 ）である。

↑どちらかを選択し○印をつけること

(ウ) 「入札公告」（随意契約の場合、見積書提出通知）に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。

(実施要領は、技術管理課 HP を参照のこと)

受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は（ 受注者希望型 ・ 発注者指定型 ）である。

↑どちらかを選択すること

(2) 実施内容関係

(ア) 受注者は、活用工事として以下の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
①事業者登録	元請事業者のみ。下請事業者の登録は求めない。
②技能者登録	1名以上の技能者の登録。
③現場登録	当該現場の登録。
④就業履歴情報登録	当該現場での30日以上就業履行情報の登録。

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

(イ)発注者が、推奨工事及び義務化工事の対象外として発注した工事において、受注者がCCUS活用を希望する場合は、契約締結後30日以内に発注者に対し協議できるものとする。

5 実施状況の確認

受注者は、精算変更時に、4(2)に掲げる実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認(提出)書類の例
①事業者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
②技能者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
③現場登録	現場利用料の請求書(写し)
④就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧表

6 工事成績評定点について

(1)推奨工事、義務化工事ともに、下記評価対象項目を満足し、4(2)に掲げる基準を達成した場合は、加點評価を行う。(第1評定 5創意工夫において、2点の加點)

評価対象項目	評価基準
①事業者登録	①～④の全ての基準を達成している。
②技能者登録	
③現場登録	
④就業履歴情報登録	

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

(2)推奨工事受注者が基準を達成出来なかった場合は、工事成績評定点の減点などの措置は課さない。

(3)義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合は、福島県請負工事成績評定要綱の項目別評定点における評価項目「8. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。減点項目は、現行の工事成績調書で該当する選択項目がないことから、表-1の16「施工体制台帳、施工体系図が不備で、・・・」と同等に扱うものとし、表-1の16に「○」を入力し、表-2の9.その他に「理由:CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。」と記載する。ただし、登録事務の遅れによりCCUSを活用出来なかった場合については、この限りではない。

7 システム活用にかかる費用

4(2)に掲げる基準を達成出来た場合に、カードリーダー購入費用（新規購入分）及び現場利用料について、工事請負費率の対象とし、以下のとおり、支出実績に基づき精算変更を行う。

〔土木工事の場合〕

共通仮設費として積み上げ計上する。諸経費については、全て対象外とする。

〔建築関係工事の場合〕

共通仮設費に積み上げ計上する。諸経費については、現場管理費及び一般管理費の対象にしないこととする。

①カードリーダー購入費用

購入を証する領収書等と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する。費用計上については次のとおり。

	カードリーダーまたは顔認証型リーダー			カードリーダー 以外の機器 (PC、タブレット等)	通信費
	OS	上限金額 (円/台)	上限台数 (円/工事)		
購入	Windows	1万円(税抜)	2台	計上しない	計上 しない
	iOS	3万円(税抜)			
リース	Windows	計上しない	—		
	iOS				

※施工箇所が点在する工事の場合など、3台以上必要と認められる場合は、受発注者協議により、その費用を計上できるものとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUSへのシステム登録（事業者登録、管理者ID登録、技能者登録）のための費用は設計変更の対象としない。

8 実施状況調査等

受注者は、発注者から実施状況調査等のアンケート依頼があった際には、積極的に協力するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

10 附則

この要領は、令和4年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和4年7月1日以降に起工する工事から適用する。